

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元 2016.Dec
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団 Vol.19

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所宛付 TEL.0952-25-3121/FAX.0952-25-3123



第19回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

今回の弁論は、現政権が稼働から40年以上の原発についても再稼働政策を強行する中で行われました。現政権はインドとの間でも原発輸出を前提とする約束をするに至っています。その中で、玄海原発の再稼働が問題になっているのです。

しかし、ベトナムは原発輸入政策を転換し、国内で

は「もんじゅ」推進政策は破綻し、新しく鹿児島県知事となった三反園訓氏は、熊本地震を踏まえて川内原発を即時一時停止し、安全のために再点検を行うことを九州電力に要請しました。その上10月16日には新潟県知事選で原発再稼働に慎重な医師で弁護士の米山隆一氏が当選しました。小泉純一郎氏は脱原発に向けて本を公刊し、来るべき衆議院選挙は原発を争点にしてすべての野党が共闘して闘うことを提案しています。さらに、来春から再来年にかけて、損害賠償を求める裁判の判決が連打され、今年12月12日には東京でその決起集会ともいえる院内集會が行われました。

時は今です。玄海原発の再稼働の動きがありますが、仮処分だけではなく、全ての被害自治体が立ち上がる原発再稼働阻止の闘いを私たちの力で作っていかなくてはなりませんか。

第19回 口頭弁論 東島弁護士のココがポイント!

① 原告側は、わが国の規制は、国際的に確立した5層の深層防護の基準を満たしていないと主張しました。つまり、①3・11事故当時のわが国の安全規制では第3層までしか行われておらず、安全神話に囚われていたこと、②3・11事故後の「新規規制基準」においても、第4層(過酷事故が起きても放射性物質の大量放出を抑制する)は不十分であり、第5層(放射性物質の大量放出が起きた場合の避難)は全く規制の対象となっておらず、深層防護の体を成していないと主張しました。

② また、玄海町の白血病死亡率が原発稼働開始数年後から急激に増加し、かつ、他市町村や全国との格差が急激に大きくなっていることから、「九電は原発稼働との因果

関係を否定できない」と主張しました。玄海町の白血病死亡率の高さはヒトT細胞白血病ウイルスが原因であるとの九電の主張に対して、「同ウイルス細胞は縄文時代以前から変わらない問題であり、原発稼働数年後からの急上昇を説明できない」と反論しました。

③ 九電は、原告の基準地震動の策定方法についての主張に対し、震源を特定して策定する基準地震動についての松田式のばらつきや入倉三宅式の平均値について安全側に十分な余裕をもって計算しているため問題がないと主張しました。また、震源を特定しないで策定する基準地震動は念のための基準であり、17年間の16地震のみで安全性を十分担保できると反論しました。

④ 次々回の裁判期日より前(3月1日)に、今後の進行について協議することが決まりました。

目次	口頭弁論を終えて、ココがポイント……………	1	今後の運動～自治体要請……………	6
	意見陳述	—	久保田美奈穂さん……………	2
	窪島誠一郎さん……………		4	
				団長コラム……………
			傍聴記、今後の日程……………	8

意見陳述

原告 久保田美奈穂さん
（「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発訴訟原告団沖縄支部代表）



1 失った暮らし

福島第一原発事故当時、私は、夫と、当時6歳と1歳の息子2人の4人で、茨城県水戸市に住んでいました。夫は、自営業をしていたので忙しく、毎朝早くに家を出て夜遅くに帰宅する毎日でしたが、週末は家族でお出かけをするなど、家族を大切にしてくれていました。夫の両親も息子たちを可愛がってくれ、よく家族で夫の実家へお泊まりに行っていました。

自宅のマンションには、同世代の子どもを持つ家族がいて、毎日のように一緒に食卓を囲み、寝る時間にお別れをする…という生活をしていました。花見などの季節ごとの行事にもみんなで行き、そんな中で子どもたちはみんな兄弟のように育っていました。

2 原発事故の発生と沖縄への避難

原発事故が起こっていたことを知ったのは、地震後の物資不足などから、息子たちを連れて栃木へ一時避難をしていた3月15日でした。

ラジオのニュースで原発が爆発していたことを初めて知り、その瞬間、チェルノブイリの事故を思い浮かべました。最初はただ危ないと思うくらいでしたが、被ばくの影響を調べていくうちに、このまま生活をしていてもいいのだろうかと思うようになりました。チェルノブイリの事故の時には、福島県と茨城県ほどの距離のところでも高い放射線量が測定されたと知り、原発事故が起こっていることを知らなかったとはいえ、私や子どもたちはどのくらい被ばくしたのだろうと怖くなりました。そこから、子どもたちを放射能から守るためには何ができるのだろうと悩む日々が

始まりました。

4月に入り、長男の小学校の入学式もあって茨城に戻りましたが、線量が高かったらどうしようと不安でした。放射性物質は目に見えないため、周りがどれだけ汚染されているのかわかりません。子どもの通学路の線量を計ってほしいと市役所をお願いしても、断られました。

しかし、自費でガイガーカウンターを買って校庭の側溝を測定したら、一般の人の被ばく線量限度を超える $0.25\mu\text{Sv}/\text{時}$ でした。さらに、夫の仕事場は、 $0.5\mu\text{Sv}/\text{時}$ でアラームが鳴りやみませんでした。

茨城に戻って以降は、必死に情報収集し、息子たちをできる限り被ばくさせないために一生懸命な毎日でした。息子たちはなるべく外に出さないようにしました。自宅内に放射性物質を入れないよう、帰宅した後は玄関で服を脱がせて、そっと洗濯機へ入れてすぐに洗濯し、シャワーを浴びさせました。一日に何回も家中の拭き掃除をしました。拭き掃除をすると、室内の線量が少し落ちるのです。食べ物にも気をつけて、水も買い、九州産の食品にこだわりました。

私がここまで気をつけていたのは、息子たちのためです。初期の被ばく量が分からない以上、将来、息子たちに何らかの健康影響が出るかもしれない、その時に私は代わってあげられないからです。

ですが、長男が通う小学校では線量を計ることもしませんし、給食で出される牛乳からも放射性ヨウ素がでていているということでした。長男の小学校では砂場は除染をしませんでしたが、すぐそばの国立の小学校では、子どもたちに使わせる前に砂を5cmはぎとっていました。

原発が爆発して放射性物質が外に出ているのだから、危なくないはずがないと思っていましたが、やっぱり危険なんだと思いました。

2011年6月8日、私は、息子二人と実母と、沖縄へ避難しました。

4 沖縄での避難生活を続ける葛藤

夫は、沖縄に避難することを全面的に賛成してくれたわけではありませんでした。私が何度もお願いしたので、当初、避難することは認めるけれど経済的な援助はしないと言われました。そのため、貯金を切り崩しての生活でしたが、放射性物質を気にせず、青空の下で息子たちと一緒に遊べ、何のためらいもなく呼吸ができる毎日は幸せでした。しかし、沖縄での生活が続き、夫との関係は修復不可能になっていきました。

夫は、茨城は安全だという前提で話をするので、どうしても喧嘩になりました。また、事故前は、仕事から帰ってくる夫のために食事を作り、休日には家族の団欒をもつという生活ができていたのに、そのような生活を夫から奪ってしまったと後ろめたい気持ちでいっぱいでした。

ですが、私は、まだ原発の廃炉作業も終わっていないのに茨城に戻ることはできませんし、夫は仕事をすてるという決断はできませんでした。私たちは、その溝を埋められないまま、2014年6月、協議離婚をしました。離婚をして、私は、夫に対する罪悪感が少し薄れた一方で、家族を失いました。

5 子どもたちへの思い

息子たちは事故直後にどの程度被ばくをしたのか分かりません。ただ、健康診断の結果で、二人とも甲状腺ホルモンの数値が高かったときは、被ばくをさせていたのだとショックでした。沖縄に来た後、毎年3月が近づくとたびに元気がなくなり、怖がり甘えてくる息子を見て、被ばくをさせたい、見知らぬ土地で父親とも友達とも離れて生活をさせることが本当にこの子のためになるの

かを思い悩んだこともありました。しかし、茨城にいる友人の子どもの尿からセシウムが検出されていることを聞くと、やはり茨城で生活をさせることはできません。

6 さいごに

私たちは、福島で事故で、原発は人にはコントロールできないと知ったはずですが、それなのに、今、玄海原発を再稼働しようとしています。

事故前は、あの生活がずっと続くのだと思っていました。まさか、自分が放射能におびえる日が来るとは思ってもみませんでした。そして、子どもの健康に悩み、将来に不安を抱え、家族を失うことに苦しむ、そんな生活をするとはいってもみませんでした。

私は、こんな苦しみを繰り返してほしくありません。そして、事故前、原発に無関心だった私自身の責任として、原発を廃炉にしなければいけないと思い、この裁判の原告になりました。

わが子を守るために避難をした、多くの母親の苦しみを無駄にしないで下さい。



11月18日アバンセホールでの報告集会

意見陳述

原告 窪島誠一郎さん(戦没画学生慰霊美術館「無言館」館主)



1 小生は当年七十五歳、現在長野県上田市で日中戦争、太平洋戦争に出征し戦死した画学生の遺作、遺品を展示する「無言館」という美術館を営んでいる者です。本日、日頃より玄海原発の再稼働について考えるところをもつ小生に、このような場をあたえてくださり心より感謝しております。

2 小生は現在では、かつての大戦によって絵描きになる夢を絶たれた若者たちの遺作を全国から収集し、それを展示する施設を営むという、一見平和運動の一端を担うかのような仕事をしておりますが、太平洋戦争開戦の昭和十六年に生まれた小生は、戦争を知っているようで知らない世代、物心ついた十代の後半頃には、わが国はすでに敗戦の対価としての高度経済成長時代に突入しておりました。

小生は高校卒業後いくつかの勤め先を転々としたあと、東京郊外で小さな酒場商売をはじめ、折からの「東京オリンピック」の招聘にわく経済成長の波にのり、その商売が思いがけず当たったことで、現在の生活の基礎を築くことができました。そして、わが国に初めて原子力発電所なる施設が登場したのも、その昭和三十年代終りから四十年代初めにかけてのことだったと記憶しています。

当時、若かった小生は自らの生活の経済的向上のみに魂を奪われ、朝早くから深夜までシェイカーをふりフライパンをゆする毎日のなかで、自分が消費している電力の先に地方に乱立する原発の存在があることなど、これっぽっちも考えたことも意識したこともありませんでした。電気料を払えば電気は点く、ただそれだけのことでした。

ただひたすら貧乏からの脱出を夢み、生活向上

への欲望で頭をいっぱいにしていた二十代半ばのバーテン男には、その後わが国の原発政策がどのように進行し、その結果私たち庶民の生活にどのような影響をもたらすか、そうしたことを考える余裕も知識もなかったのです。

3 そんなノーテンキな経済成長の申し子のような男が、否応なく「原発とは何か」を考えるようになったきっかけは、戦時中の混乱期に生き別れし、戦後三十余年経って奇跡的に再会した父親である、作家の水上勉がログセのように「故郷福井県の若狭に建つ原発に恐怖を感じる」「過ちばかりの人間世界に、絶対安全神話などというものがあるだろうか」と語り、数多くの著作のなかで「チェルノブイリやスリーマイル島での悲劇を忘れたのか」と、原発の稼働について疑問を呈していたことからでした。恥かしながら、不肖の息子は三十四歳でめぐり会った父親の言葉から、これまでの自分がいかに「原発」に対して無知であり、無防備な態度で接してきたかを自問するようになったのです。同時に、私たちが「原発」の存在をもう一度考えるということは、これまで私たちがあててきた経済効率と利便性のみを金料玉条とする生活の形そのものを見直すことであるようにも思えてきました。人間の幸福の何もかもが、経済の繁栄や物質的な充足によってみだされるといふ幻覚、私たちはそろそろそこから脱却せねばならないときなのではないか。「原発」を稼働するかしらないかは、そうした私たちの「生き方」そのものを改革するかしらないかという問いかけでもあるのではないかと考えるようになったのです。

4 そんな思いを決定的にしたのは、やはり二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災、それによってもたらされた福島第一原子力発電所の爆発事故でした。このいわゆる「3.11」とよばれる未曾有の凶事は、多くの日本国民に「これまでの生き方でよかったのか」を問うものでした。私の知る多くの画家や作家、音楽家たちのなかにも、この「3.11」を境に、人間の力では抗しがたい自然の脅威と、いつのまにか私たちが陥っていた「文明」への過剰な依存を自戒し、その思いを芸術表現に反映させようと努める者が現れはじめました。父水上勉は、幸か不幸か、この事故を知らぬまま世を去りましたが、まさしく福島原発爆発事故は、「人間の営みに絶対安全などという神話はない」といっていた父の予言通りの悪夢の到来でした。

何より恐ろしいのは、研究者や地震学者が指摘するように、わが国は世界有数の地震国であり、日本列島ぜんぶが大地震発生の可能性をもつ環境にあることです。じっさい、東日本大震災の復興がまだ半ばにも達していないこの時期に、熊本、鳥取と立てつづけにマグニチュード六以上の大地震が発生しました。この国に楯比する五十基の「原発」は、つねにそうした砂上の楼閣といってもいい脆弱な地盤の上にあるといえるでしょう。

福島第一原子力発電所の爆発によってメルtdownがおり、放射能に住む場所を追われた人々がまだ十何万人もいます。加えて今も、原発から流れ出る汚染水や汚染土、核のゴミといわれるプルトニウムの保管場所を、国内で「盪回し」にしているというのが現状です。政府は、ニコトめには「万一事故があればクニが責任をもつ」といっていますが、五年前の福島の後始末さえできていない政府が、今後おこるかもしれない事故に対してどう責任をとるといえるのでしょうか。

一度事故をおこせば、だれにも責任のとれない壊滅的な被害をもたらすのが「ゲンパツ」であることを、私たちは福島事故でイヤというほど学んだはずではないですか。今後もし、このような

事故が日本のどこかでおこったときでは、いくら政府や為政者の人々が土下座をして謝ったとしても、もう手遅れなのです。

5 リアス式の美しい玄海灘の海岸は、訪れるだれの心をもなくさめる南国の海景色であり、小生に「無言館」建設のきっかけをあたえてくれた福岡在住の、本年九十六歳、戦争で多くの仲間を失った喪失感を作品にしつづける野見山暁治画伯の愛する風景でもあります。昭和五十年値賀崎に九州最初の玄海原子力発電所が設けられていらい、この美しい海岸が放射能に侵される日だけはむかえてならない、と祈りつづけて参りました。本日の、このつなたい意見陳述が、私たちの「新しい明日の日本」を築く一助になってくれればと念じるばかりです。



11月17日裁判前日に行われた窪島さんの講演会

再稼働 ストップへ!

運動を広げましょう～審査書案公表後の運動について

11月9日原子力規制委員会が玄海原発3・4号機の審査書案(合格証)を公表しました。前例だと、1か月のパブリックコメント(11/10～12/9)をへて、諸手続きと地元同意にうつります。審査書案公表から再稼働まで1年程度と考えられるので、早ければ2017年夏ごろには再稼働される可能性が出てきました。

こうした情勢のもと、「再稼働を阻止し、1日も早い稼働差止のためにあらゆる取組みをしていかな

ければならない」と、11月18日第19回裁判の報告集会で弁護団から「審査書案公表後の運動提起」が行われました。詳細は別紙をご覧ください。

この提起にこたえて、各地で取組みが始まっています。今回は特に自治体への働きかけについて、進んだ取組みをご紹介します。

みなさんの地域でも自治体や議会へ働きかけを行いましょう。こうした運動を広げる中で仮処分の申立て(詳細は8ページ)をむかえましょう。

佐賀市

10月4日「原発ゼロ佐賀市の会」は秀島敏行市長に対し玄海原発再稼働に同意しないよう山口祥義知事に求めることや安定ヨウ素剤の配布など14項目について要望書を提出しました。「被災地を見に行っていてほしい」という要望については、佐賀市消防防災課長と担当者が10月17～18日福島の被災地視察を行うなど実現しています。

筑後地域の全自治体

「原発なくそう!九州玄海訴訟ちっごの会」は11月18日、久留米市とその周辺5自治体に対し、原発事故の際の情報の収集と広報の仕方、避難者の受入や当該自治体の市民の避難、医療機関の防災計画など8項目について質問状を提出しました。

佐賀県

11月22日「原発なくそう!九州玄海訴訟」佐賀原告団運営委

員会と佐賀県内の地域原告団の代表は、山口祥義佐賀県知事に佐賀県が設置しようとしている第三者委員会の公開や委員の公募などを求めました。知事は「県民の安全確保が知事の第一の仕事であり、県民を幸せにしたい気持ちはみなさんと同じ。要望をしっかりと受け止め、確認して対応したい」と述べました。また、弁護団が裁判でも提出し



要望書を受取る山口佐賀県知事

ている玄海町で原発稼働後から白血病死亡率が高くなっていることを示す資料について、知事は初めて見た様子で高い関心を示していました。

伊万里市

「原発ゼロ伊万里市民の会」は12月2日、伊万里市の塚部芳和市長に対し、玄海原発の再稼働に反対の声を上げ続けることや山口祥義知事が再稼働に同意しないよう働きかけることなどを求める要望書を提出しました。「県内で再稼働に反対を表明している首長の1人、塚部市長を何とか応援したい」との思いから行われたものです。

各地原告団の自治体要請の取組み

10.4	佐賀市「玄海原発再稼働に関してのお願い」提出
11.14	武雄市「玄海原発の再稼働に関しての要望」提出
11.18	久留米市、小郡市、八女市、うきは市、みやま市、鳥栖市へ「地域防災計画における原子力災害対策についての質問書」送付
11.22	佐賀県「佐賀県民の安全と玄海原発の安全確保に関する要望」提出
12.2	伊万里市「玄海原発の再稼働に関しての要望」提出
12月中旬	佐賀市「玄海原発再稼働に関してのお願い」(「やまとの会」として)提出予定
12.19	神崎市「玄海原発の再稼働に関しての要望書」提出予定

地方自治体を呪縛・無力化する九州電力との「安全協定」

九州電力(九電)と規制委員会は、福島第一原発事故(フクシマ)の教訓を活かすどころか事故の収束すら覚束ないまま玄海原発の再稼働に向けて暴走を始めた。一方、5年間近くも原発を稼働しなくとも電力は十分であった。今や原発を必要とする理由は全くない。世論調査でも原発再稼働に反対が60%から80%と定着している。さらに熊本地震の発生によってこれまで規制委員会が示してきた基準地震動の設定を信頼する人はいない。委員の罷免の声さえ聞こえる。原発に対する国民の不安と規制委員会に対する不信は頂点に達している。

私たちは原発を戦争に次ぐ最大の公害として国と九州電力の加害性を訴えている。他方佐賀県をはじめ地方自治体の目的は住民の安全と幸せを第一とすることから、原発について自治体と私たちの間に共有できる課題は多くある。例えば稼働・再稼働に地元同意の内容の明確化、自治体が住民の安全に危惧を覚えるとき停止を命ずる権利などである。それらの課題を自治体と協力して実現するために私たちは真摯に努力すべきであろう。

自治体の考えは九電と結んでいる所謂「安全協定」に明記されている。佐賀県と玄海町(5km圏)、唐津市・伊万里市(30km圏)、佐賀市をはじめ8市9町はそれぞれ九電と安全協定を結んでいる。驚くべきことは安全協定の内容にフクシマの痕跡が見られない。

まずはフクシマの過酷な現状を安全協定に反映させることから始めよう。

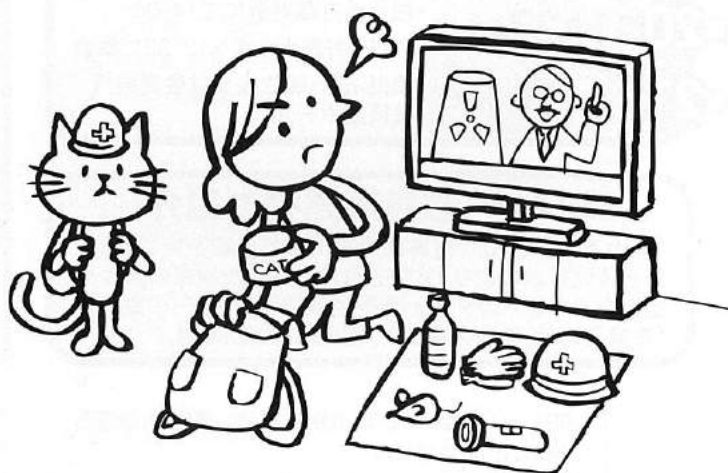
(1) 放出された放射性物質は250km圏内に及んでいる事実である。九州北部の玄海原発と南部に位置する川内原発の過酷事故を想定すれば、九州全県が避難計画作成の対象となる。人と土地を被ば

くさせない場所に原発を設置することこそ深層防護の第一層とすべきではないか。火山・地震の日本列島に原発を設置する危惧は当初から予測されていた。

(2) 損害の補償について、安全協定を見ると「九州電力は発電所の保守運営に起因して地域の住民に損害を与えた場合は、速やかに補償するものとする。」と明記されている。本年2月に協定を結んだ伊万里市だけが補償の法的根拠として原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)と明記している。しかし原賠法はフクシマの加害者である国・東京電力が被災者の損害を査定するとんでもない仕組みになっている。このことはフクシマの被災者賠償の実態を見れば一目瞭然である。被災者優先の新たな賠償法を国と九電に提案する。

(3) 稼働及び再稼働に関する佐賀県知事提案の第三者委員会の新設にあたって、①委員を広く公募すること、②委員会は公開すること、③県民の意見を広く募集して県民の参加を保証することである。

**新たな安全協定を構築して
地方自治体の底力を発揮しよう！**



REPORT 

九州玄海訴訟第19回口頭弁論傍聴記

『裁判長さん。あなたは、とても大きな力を持っています。あなたなら原子力発電所を止められます。』

傍聴者が手にしている、その日の陳述書が最後まで読まれた後、深呼吸をするような間があり、久保田美奈穂さんの声が、続く。

人生におけるすべての大切なものを、ごっそり奪われてしまう。九州玄海訴訟の期日では、一体どれだけの、沢山の、筆舌尽くしがたい、苦しみや悲しみを、聴いてきたでしょう。

法廷に響く言葉の中に、毎回必ず、出てくるものがあります。

自分たちのような体験をする人が、二度と出ませんように。この苦しみを味わう人が、自分たちで最後までありますように。福島原子力発電所で起こったことを、二度と繰り返してはなりません。

すべてを奪われてなお、この苦しみを、自分たち

外の人々が体験しなくて済むように、と、どの方も必ず訴えられます。

不安や絶望と闘いながらなお、自分たち以外の人々の安泰を願う。これ以上の、人間としての強さ、優しさ、美しさが、あるでしょうか。

どんな思いで、陳述して居られるだろう。それを思うと胸が詰まり、涙が出そうになるのを、必死で堪える。

準備書面による白血病患者数と玄海町との関連の話、基準地震動の想定誤差の話、避難計画の不備の話、どの説明を聴いても、原子力発電所は再稼働するべきではない、廃炉にするべきだと、考えるより他無い。その説明に対しての、納得するような反論も、現在は聞けて居ない。

『裁判長さん。此处に立っているのは、もしかしたらあなただったかもしれないし、あなたのご家族だったかもしれません。』

陳述者の久保田美奈穂さんの声は、訴え続ける。

何とか届いてください！今回も強く強く願いました。11/18の傍聴席より。

[鹿毛久美子(福岡市中央区)]



今後の日程

玄海原発3・4号機の再稼働
差し止め仮処分申請を行います！

1月27日(金) 13:00
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合

- 第20回 1月27日(金) ・佐賀地方裁判所にて14:00～
・佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
- 第21回 4月14日(金) ・模擬法廷・報告集会は佐賀県立
美術館ホール

第20回裁判 意見陳述者の紹介

樽川和也さん 福島県須賀川市で農業を営む。福島第一原発事故により、父親を自殺で失った農家の男性を描いたドキュメンタリー映画「大地を受け継ぐ」の主人公。「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告。

お願い

支える会にぜひ、ご加入ください。会員のみ
なさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をお願いします。支える会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。申込み書は弁護団のホームページからどうぞ。

年会費送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込
口座記号番号…… 01760-6-90732
名義人…………… 玄海原発訴訟を支える会
(ゲンカイゲンパツソシヨウヲササエルカイ)

▼他行からの振込
店名(店番)…………… 一七九店(179)
口座番号…………… 0090732

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでもご覧可能です。また、弁護団の弁護士が所属する事務所でもご覧できます。
★郵送料節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。
★転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2016年12月20日

事務局/佐賀中央法律事務所
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123